

平成30年9月20日

尾張旭市議会議長 殿

議会基本条例検討会

座長 片 渕 卓 三

平成30年度議会基本条例検討会報告書

平成29年6月27日より平成30年度にかけて、14回に渡って開催されました議会基本条例検討会の検討結果を下記のとおり報告します。

記

1 構成員

座長：片渕 卓三 副座長：秋田 進
委員：川村つよし さかえ章演 篠田 一彦 武田なおき
 丸山 幸子 みとべ茂樹 森 和実

2 開催状況（開催数 計14回）

第1回：平成29年 6月27日（火）、第2回：平成29年 8月 1日（火）
第3回：平成29年 8月29日（火）、第4回：平成29年 9月25日（月）
第5回：平成29年10月26日（木）、第6回：平成29年11月27日（月）
第7回：平成30年 1月15日（月）、第8回：平成30年 2月19日（月）
第9回：平成30年 3月22日（木）、第10回：平成30年4月13日（金）
第11回：平成30年5月 9日（水）、第12回：平成30年6月25日（月）
第13回：平成30年8月20日（月）、第14回：平成30年8月30日（木）

3 検討事項

- (1) 尾張旭市議会基本条例の策定について
- (2) 尾張旭市議会基本条例（逐条解説）の策定について
- (3) パブリックコメントの実施及び公表等について

4 検討結果

- (1) 尾張旭市議会基本条例の策定について

策定の目的としては、市民に開かれた議会を目指すとともに、議会の公平性、透明性を確保し、市民参加を明示するため「尾張旭市議会基本条例」の策定を前文も含め、1条ごとに協議を行った。その結果、別添のとおり、前文を含め全13章、27条からなる条例案を作成した。

なお、条例は議員提出議案として平成30年12月議会に上程することとし、

施行日は平成31年1月1日とすることとした。

現時点で尾張旭市議会において実施していることを明文化し、今後、見直しを重ねながら完成度の高い議会基本条例を目指していくこととした。

(2) 尾張旭市議会基本条例（逐条解説）の策定について

「尾張旭市議会基本条例」について、市民にもわかりやすいよう、条例ごとの解説を作成した。また、関連条例、規則、要綱等を明記した。

(3) パブリックコメントの実施等について

平成30年7月2日（月）から8月3日（金）まで市ホームページ及び公共施設等で条例（案）及び逐条解説を公開し、広く市民から意見を受け付けた。

パブリックコメントを実施した結果、2名の方から21件のご意見をいただき、いただいたご意見をもとに「尾張旭市議会基本条例」に反映するかどうかが議論を行い、3件の市民からの意見を反映した。

5 次年度以降への申し送り事項

平成31年には尾張旭市議会議員の改選が行われるが、新たに議員となった方に対しても「尾張旭市議会基本条例」の共通認識を持つ必要があるとし、改選後、速やかに議員研修を実施することで認め合った。

また、必要のある場合は、随時、見直しを行うこととした。

尾張旭市議会の特色として、検証を行う場としては、必ず開催される議会運営委員会で行うこととした。